

第14回久喜市農業委員会総会議事録

開催月日 令和2年7月27日(月)

開催場所 菖蒲総合支所4階第1集会室

開会時刻 午後2時32分

閉会時刻 午後3時30分

第14回 久喜市農業委員会総会議事日程

第1 開 会

第2 挨拶

第3 議事録署名委員の指名について

第4 経過報告

第5 会長提出議案上程

議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第56号 久喜市農用地利用集積計画の決定について

議案第57号 久喜市農用地利用配分計画の原案について

第6 提案理由の説明・質疑・討論・採決

第7 決定第9号 久喜市都市計画審議会委員の推薦について

決定第10号 久喜市農業振興協議会委員の推薦について

第8 報告第61号 農地法第4条の規定による農地転用届出について

報告第62号 農地法第5条の規定による農地転用届出について

報告第63号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第64号 時効取得を原因とする所有権移転の通知について

第9 協議事項

第10 農政問題に対する質疑・応答

第11 閉 会

農業委員

出席委員 19名

会 長	岩 崎 長 一 君	会長代理	木 村 信 一 君
1 番	矢 野 学 君	2 番	杉 田 孝 行 君
3 番	吉 岡 憲 一 君	4 番	稲 生 裕 君
5 番	籠 宮 博 君	6 番	原 田 典 男 君
7 番	蔵 口 哲 夫 君	9 番	井 野 重 明 君
10 番	早 野 公 夫 君	11 番	長 谷 川 勲 君
12 番	岡 田 武 君	13 番	木 村 実 君
14 番	塚 越 賢 二 君	15 番	横 田 義 明 君
16 番	鈴 木 好 雄 君	17 番	渡 辺 敏 男 君

欠席委員 1名

8 番 川 鍋 優 君

推進委員

菖蒲 3 青 木 豊 君

事務局

事務局長	榎 本 浩 二	係 長	大 内 康 範
主 任	黒 須 一 宏	主 事	横 山 玲 央

午後 2時32分

◎開会の宣告

○事務局長（榎本浩二君） それでは、定刻の時間になりましたので、第14回農業委員会総会を始めさせていただきます。

皆さん、ご起立願います。ご一礼ください。ご着席願います。

本日は、事前に川鍋委員さんから欠席とのご連絡をいただいております。

それでは、初めに、岩崎会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（岩崎長一君） 挨拶（省略）

◎議事録署名委員の指名

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第3に入ります。

議事録署名委員の指名を行います。私のほうから指名をさせていただきます。10番、早野委員さん、11番、長谷川委員さん、よろしくお願いいたします。

◎経過報告

○会長（岩崎長一君） 続きまして、日程の第4、経過報告に入ります。

事務局長、よろしくお願いいたします。

○事務局長（榎本浩二君） それでは、経過報告をさせていただきます。総会資料3ページを御覧いただきたいと思っております。

報告件数は1件でございます。7月15日、埼玉県主催の農地事務新任担当者研修会がさいたま市内において開催され、横山主事が出席をさせていただきました。研修内容はこちらにございますが、都市計画制度や農地制度に関するものでございます。

ご報告は以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま事務局長より経過報告の説明がございました。今月の経過報告は1件でございますが、何かご質問がございましたらお受けをいたします。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 続いて、農業委員さんのほうから皆様に周知しておくべき事項等がございましたら、ご報告をお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎議案第54号

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第5、議案第54号 農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、3条の説明をさせていただく前に、まず議案書の内容について1件追加がありますのでご説明させていただきます。本日追加で新たな資料をお配りさせていただいております。内容といたしましては、議案第55号にてご説明させていただきます農地法第5条の規定による許可申請につきまして、菖蒲地区の案件を1件追加させていただいております。案件の内容といたしましては、先月6月の議案書に載っていた農地改良の案件で

ざいまして、先月は保留とさせていただいた案件でございます。ですので、農地法第5条における許可申請についてをご説明させていただく際には、そちらの資料も御覧いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして3条につきましてご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議案書の5ページ御覧いただければと思います。申請書番号が203302番、譲受人、譲渡人とも伊坂在住の方となっております。土地の表示につきましては、伊坂地内の田1筆、283平米でございます。権利の内容につきましては、売買によります所有権の移転でございます、申請の事由は経営の拡大でございます。譲受人は、現在水稻を28アール、野菜を34アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。農作業従事日数、機械、労働力、技術、地域との関係なども問題なく、下限面積や全部効率利用要件等の許可要件を全て満たす申請内容となっております。なお、取得後につきましては、水稻の作付を予定しているということでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関連をして、第3調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いをいたします。
鈴木委員。

○16番（鈴木好雄君） 16番、鈴木です。21日の日に矢野委員さんと調査をしまりました。申請書番号203302番、申請地は栗橋B&G海洋センターから南東へ300メートルほどに位置しております。申請地283平方メートルについては畑で耕うんされておりました。申請者世帯の耕作状況の農機具の所有状況から、申請地の取得後も適正に耕作するものと思われま。

以上、本案件につきましては、申請書類及び現地の状況から許可相当と判断します。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいまの鈴木委員からの調査報告につきまして、質問をお受けをいたします。
よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 質問を打ち切ります。

直ちに討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がありましたので、討論も打ち切ります。

採決に入ります。

それでは、農地法第3条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定をいたします。

◎議案第55号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、個別にご説明させていただきます。議案書の7ページを御覧いただければと思います。

まず初めに、申請書番号が201508番でございます。譲受人は桶川市在住の方、譲渡人は六万部在住の方となっております。

ります。土地の表示につきましては、六万部地内の畑2筆、合計490平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外にありますが、将来のことを考え、仕事の取引先に近く、業務で使用する高速道路へのアクセスも良好な当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額埼玉縣信用金庫からの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号が201509番、譲受人は東京都千代田区に本社を置き、昭和46年から倉庫業等経営する法人でございます。譲渡人は白岡在住の方ほか1名となっております。土地の表示につきましては、樋ノ口地内の田7筆、畑1筆、合計4,359平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場のための敷地拡張でございます、雑種地への転用申請となっております。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール以上の第1種農地と判断しております。したがって、原則許可とならない区域でございますが、農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存施設の面積の2分の1を超えない敷地拡張として不許可の例外に該当するものでございます。譲受人は、現在当該申請地付近におきまして倉庫業を営んでおりますが、近年は需要も増加しており、今回既存地に新たな大規模な倉庫を建築することとなったことから、既存地に駐車しております従業員の車や大型貨物車を止めるための新たなスペースを設けるため、当該申請地を新たな駐車場として利用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号201510番、譲受人は加須市在住の方、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑2筆、合計331平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外にありますが、今年初めに結婚したことから、将来のことを考え、商業施設から近く、交通の便がよい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額埼玉縣信用金庫からの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号201511番、譲受人は羽生市在住の方、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑2筆、合計326平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外にありますが、将来のことを考え、商業施設に近く、交通の便がよい当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及びJAバンクからの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号201512番、譲受人はさいたま市在住の方、譲渡人は野久喜在住の方となっております。土地の表示につきましては、野久喜地内の畑2筆、合計329平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外にありますが、将来のことを考え、妻の実家から近く、市街化区域も

近い当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び埼玉縣信用金庫からの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号が204510番、譲受人は東大輪在住の方、譲渡人は春日部市在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑1筆500平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在申請地付近にあります自宅にて妻及び子供の家族と6人で生活しておりますが、現状では手狭な状態であることから、現在の居宅を娘家族に譲渡し、自身のための新たな住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、自己資金及び妻からの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。なお、現在の自宅につきましては、既に譲受人の子供、娘さんへ所有権を移転済みであることの資料につきましても添付されており、確認が取れてございます。

続きまして、申請書番号204511番、譲受人は昭和27年より寺院を営んでいる宗教法人でございます。譲渡人は春日部市在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の田1筆、畑2筆、合計1,497平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります駐車場のための雑種地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人であります宗教法人につきましては、現在当該申請地の付近におきまして寺院を営んでおりますが、現在の敷地は狭く、駐車スペースが少ないことから行事がある際は路上駐車や近隣の公共施設等へ無断駐車してしまっている状況ということでございまして、住民の方から苦情をいただいているということでございます。そのため、付近におきまして新たな駐車スペースを探していたところ、譲渡人であります当該申請地の所有者の方から了承を得られたことから、当該申請地を新たな駐車場として利用することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額自己資金にて賄う計画となっております、残高証明書も添付されております。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号204512番、譲受人は所沢市在住の方ほか1名、譲渡人は東大輪在住の方となっております。土地の表示につきましては、東大輪地内の畑2筆、合計344.43平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります自己用住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。譲受人は、現在市外にあります賃貸住宅にて家族とともに生活しておりますが、子供の成長とともに手狭になってきたことから将来のことを考え、実家の隣地であり、譲渡人であります父親が所有する当該申請地へ自己用住宅を建築することを計画し、今回の申請に至ったものでございます。資金につきましては、全額JAバンクからの融資にて賄う計画となっております、その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、申請書番号204513番、譲受人は加須市に本社を置き、平成27年から不動産売買等を行っている法人でございます。譲渡人につきましては、外野在住の方となっております。土地の表示につきましては、外野地内の田2筆、畑3筆、合計2,548平米でございます。申請の内容につきましては、所有権移転によります建売住宅建築のための宅地への転用申請でございます。農地の区分につきましては、一団の農地の規模が10ヘクタール未満の第2種農地と判断しております。市街化区域や駅からも近く、利便性のよい当該申請地を選定したとのことでございます。資料10にございますとおり、8棟の建売住宅を販売する予定となっております、区画の面積は全て300平米以上となっております。資金につきましては、全額群馬銀行からの融資にて賄う計画となっております、融資証明書も添付されてござい

す。その他信用、農転の確実性など、一般基準につきましても支障のない内容となっております。

続きまして、本日追加で配付させていただきました資料の案件、農地改良でございます。申請書番号が202502番でございます。譲受人は蓮田市に事務所を置き、平成14年から土木工事業などを行っている法人となります。譲渡人は、伊奈町在住の方ほか7名となっております。土地の表示につきましては、菖蒲町菖蒲地内の田16筆、畑4筆、合計6,287平米でございます。申請の内容につきましては、使用貸借権設定によります農地改良のための一時転用でございます、転用期間は4か月間となっております。農地の区分につきましては、農用地区域でございますが、農地改良のための一時転用でございますので、農地法施行令第11条の規定に基づきまして不許可の例外が適用されるものでございます。当該申請地の所有者であります譲渡人につきましては、高齢の方や市外在住の方がいるため、現在耕作できない状態が続いているということでございます。また、対象地は現況が田んぼとなっておりますが、現在水が来ない状態でありまして、水稻作付ができない状態であることから、今回農地改良によりまして田から畑へと田畑転換をし、転換後は譲渡人の中の一人の方が敷地全体を耕作管理していくということを計画し、今回の農地改良の申請に至ったものでございます。

本日お配りさせていただきました資料の断面図、一緒についていると思うのですが、御覧いただければと思います。図面のとおり、工法は客土Aと呼ばれるものでございまして、表土に新たな土を搬入するものでございます。現況面から50センチのかさ上げを行う計画となっております。搬入土は市内の建設現場で発生しました一般建設残土でありまして、農地改良後は小麦などの作付を予定しているということでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

9プラス追加1件で10件ございますが、続けてお願いしたいと思いますが、ただいまの説明に関連をして、第3調査班から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○9番（井野重明君） 9番、井野重明でございます。7月23日、早野委員さんと現地確認をしましたので、ご報告申し上げます。申請書番号201508でございます。申請地は、清久小学校より北側200メートルぐらいの集落内に位置しております。東側が住宅、西側に住宅、南側に畑、北側が市道になっているところでございます。被害防除については、周囲の営農を妨げない措置を行い、被害が生じた場合には責任を持って対処すること等々が盛り込まれております。雨水は宅地内処理を原則とし、オーバーフロー分は放流するとのことです。また、汚水は農業集落排水に接続することになっておりますので、周辺農地等には被害を及ぼすことはないと思われま。

引き続きまして、申請書番号201509でございます。申請地は、さいたま栗橋線より少し入ったところの全農物流株式会社の隣接地でございます。西側には水路及び市道、東側が田んぼ、南側、農道、北側が姫宮落川となっております。敷地の整地には被害防除を施して被害が発生しないよう注意を払って施工し、万一被害が発生した場合には誠意を持って解決する等々が盛り込まれておりまして、周りにはコンクリートブロック2段積みをしてネットフェンスをすることによって建てるようです。ですので、周辺農地には被害を及ぼすことはないと思われま。

引き続きまして、申請書番号201510、201511、201512は、同じ場所ですので、一括にして説明させていただきます。申請地は、幸手・久喜線の県立久喜工業高校の隣の市道へ入ったところの青毛堀に架かる橋を渡りまして、左に曲がった集落内に位置しております。東側が住宅、西側が畑、南側が市道、北側が住宅になっているところでございます。雨水はマウントアップにて被害防除をして、汚水は合併処理浄化槽にて適正に行うようでございますので、周辺農地等々には被害を及ぼすことはないと思われまので、申請内容、現地の状況からして5件の案件につきましては、許可相当であると判断をいたしましたのでご報告申し上げます。

以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

○係長（大内康範君） すみません、では、菖蒲地区の本日追加案件でございます申請書番号202502番につきましては、事務局のほうから現地調査の報告をさせていただきます。

申請地につきましては、対象面積が3,000平米を超えておりまして、埼玉県土砂条例に基づく許可も必要となるため、先月の末に事務局職員、私と埼玉県東部環境管理事務所の職員で現地調査を行っております。申請地は、しょうぶ会館から北に300メートルほどの集落内に位置してございます。農地改良後の仕上がり面や被害防除のための法面、素掘り側溝につきましては埼玉県の要綱に規定された範囲内となっております、周囲の農地に被害を及ぼす影響はないと思われまます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） 矢野委員。

○1番（矢野 学君） 1番、矢野です。7月21日の日に鈴木委員さんと調査してきました。申請書番号204510番、現地は久喜市立桜田小学校より北東へ約300メートルの位置にあり、耕うん済みであり、目印のくいが打ってありました。北が畑、東が市道、南が倉庫、西が住宅、資料の地図にある現地のメモリアルホールの分家住宅になり、周囲も畑や倉庫、市道などなので、また申請者本人が目の前に住んでいることなので周囲に被害を及ぼすことはないと思います。

申請書番号204511番、現地は先ほどと同じ桜田小より北東へ300メートルの位置にあります。先ほどと同じ申請者と同じ方がやっておられるメモリアルガーデンの駐車場が足りないとのことでの申請です。現地は3か所とも耕うん済みで、周囲は申請者の住宅と市道となっており、工事などで使う重機等は資料8ページの3か所あると思うのですが、上から一番小さい申請の場所と、真ん中の細長いの間に大きい駐車場があるので、そこに重機等を置くので特に工事などの周囲に被害を及ぼすことはないと思われまます。

申請書番号204512番、現地はJR東鷲宮駅より北へ約1キロのところであり、耕うん済みで申請者の分家住宅として申請が上がっております。北が申請者自宅、東が畑、南が市道、西が住宅、目の前に申請者本人が住んでおり、また周囲も畑や市道に囲まれているので被害はないと思われまます。

申請書番号204513番、現地はJR東鷲宮駅より南東へ約1キロの位置にあり、現地は耕うん済みのところと少し家庭菜園等をやっているところがありました。北が住宅、東が住宅と倉庫、南が住宅、西が市道、現地は市街化調整区域ですが、何年も農作物を作っている様子もなく、また周辺にも遊休農地が多くある場所ですので、少しでも改善がされればなという立地です。また、西側の市道より1メートルほど少し低くなっているので埋立て等が必要になるので、そのときの重機の出入りなど気をつけていただければ問題ないと思います。

以上になります。よろしく願いいたします。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。ただいま10件、井野委員から5件、事務局1件、矢野委員から4件の報告がございました。

調査報告につきまして質問がございますれば、お受けをいたします。

長谷川委員。

○11番（長谷川 勲君） 申請書番号202502の菖蒲の案件なのですけれども、この埋立てなのですけれども、真ん中に1020番の地番の畑とか田んぼがあるのですけれども、そこだけ空いているので周りに埋立て、建てられると池状態になってしまうのではないかと。その辺はどうなのでしょう。

○会長（岩崎長一君） 事務局。

○係長（大内康範君） それは、うちのほうも申請者といいますか、代理人にもお話をしましたし、県の東部環境管理事務所からも同じような質問をいただいております。結論としては、ここを本当は申請地に入れたかったのですけれ

ども、この所有者が現在どこに住んでいるか探したのですけれども、分からなかったのです。それなので、申請者の意思が確認できないので申請地に入れられませんでした。最終的な解決方法といたしましては、もしこの申請者がどこにいるか判明したときに、通常こういった形で農地改良の許可をいただいているのですけれども、1,000平米未満の農地改良で工期が1か月以内のものにつきましては、こういった許可ではなく届出で対応できます。ですので、届出ということで後で対応するというのも可能ですので、一応代理人さんにはそのような話を伝えておりますし、県の東部環境管理事務所にもそのような話で進めさせていただいてご了承を得ています。

以上です。

○会長（岩崎長一君） 長谷川委員。

○11番（長谷川 勲君） 11番、長谷川です。1,000平米未満は、隣接の許可は要らないということですよ。これは3,000平米あるから、この1020番地の地番の人の許可も必要ではないのでしょうか。

○係長（大内康範君） その抜けている部分で。

○11番（長谷川 勲君） ええ。

○会長（岩崎長一君） 事務局。

○係長（大内康範君） 農地改良の場合に、もちろんその隣地の方の同意書というものはいただければいただいております。ただ、もちろんいただけない場合も、農地改良だけではなくてほかの案件につきましても、いただけない場合がございます。それにつきましては、その隣地の土地の所有者の同意書というものが、法定添付書類ではないので、もしいただけない場合はその理由とその申請者なり、今回真ん中で抜けている方の所有者との間で何か支障が生じた場合は、お互いに解決するという旨の誓約書というものをいただいております。

以上です。

○11番（長谷川 勲君） はい。分かりました。

○会長（岩崎長一君） ほかに。

籠宮委員。

○5番（籠宮 博君） 今回の案件の続きなのですけれども、これは天地返しですか、それとも盛土ですか。

○会長（岩崎長一君） 事務局。

○係長（大内康範君） これは盛土です。天地返しではないです。今回は表土、要するに耕作土を入れるという形になっています。

○5番（籠宮 博君） その場合、持ってくる土を確認しないと。

○係長（大内康範君） 今回、3,000平米以上で特に東部環境管理事務所に、許可申請というのも出しているというのもあるのですけれども、そのときに入れる土の成分表みたいのを全部求められるのです。なので、東部環境管理事務所に出しているものをうちにもそのコピーつけていただいておりますし、3,000平米未満のものにつきましても、300平米以上ですか、になると今度久喜の環境課に同じような届出を出してもらうときに、やっぱり成分表みたいのを出示してもらっておりますので、基本的には農地改良を出していただくときは、その写しをいただいて確認はしております。

○会長（岩崎長一君） よろしいですか。

○5番（籠宮 博君） はい。

○会長（岩崎長一君） ほかに。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がありますので、質問を打ち切ります。
討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 討論も打ち切らせていただきます。
採決に入ります。

それでは、農地法第5条第2項各号には相当しないものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって原案のとおり可決決定いたします。
◎議案第56号

○会長（岩崎長一君） では、続きまして、議案第56号 久喜市農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。
事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、議案書の12ページ御覧いただければと思います。今月は11件の申出を受けておりまして、うち新規案件は7件でございます。

それでは、新規案件につきましてのみご説明させていただきます。

まず初めに、申請書番号が菖蒲の50番から菖の54番につきましては、借手の方が同じため一括してご説明させていただきます。利用権を設定する農地は、菖蒲町菖蒲及び三箇地内の田30筆、畑12筆、合計1万8,699平米でございます。借手は菖蒲町三箇在住の方、貸手は加須市在住の方ほか4名となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定でございまして、水稻作付及び普通畑を菖の50番につきましては3年間、その他につきましては5年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号が菖の55番でございます。利用権を設定する農地は、菖蒲町菖蒲地内の田6筆、畑1筆、合計3,268平米でございます。借手は桶川市在住の方、貸手は横浜市在住の方となっております。設定する利用権は、使用貸借権の設定で普通畑及び水稻作付10年間を予定しているものでございます。

続きまして、申請書番号、菖の56番、利用権を設定する農地は、菖蒲町小林地内の田1筆、866平米でございます。借手は、行田市にあります公益社団法人埼玉農林公社、貸手は菖蒲町小林在住の方となっております。農地中間管理事業の案件となっております。設定する利用権は賃貸借権設定でございまして、水稻作付10年間を予定しているものでございます。賃借料につきましては、反当玄米60キロ相当額となっております。

以上が今月の新規案件の説明となりまして、今月の利用権設定面積は新規再設定合わせまして、全体で61筆、面積が3万323平米でございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。新規案件のものにつきましては、担当地区の推進委員さんより経営状況の報告をしていただきたいと思っております。初めに、菖48番から菖54番の借手につきましては、菖蒲3地区の青木推進委員さんよりお願いをいたします。

○菖蒲3（青木 豊君） 今回利用権を設定する農地の借手の方は菖蒲町三箇にお住まいの方で、現在は水稻を2ヘクタール、畑を2ヘクタールうち野菜が1ヘクタール、ブルーベリー果樹を1ヘクタールやって、耕作しており、機械設備等に対する機器、また軽トラックを3台ということで全て圃場も良好に管理されておりました。地域との関係もよく、地域の中心となる担い手としていろいろ営農活動されております。

以上です。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

次に、菖55番の借手につきましては、借手の方が市外在住者となりますので、事務局よりお願いをいたします。

○係長（大内康範君） それでは、申請書番号が菖の55番でございます。借手の方につきましては、桶川市にお住まいのため桶川市農業委員会へ経営状況等を確認したところ、現在水稻を950アール、野菜を194アール耕作しており、全て良好に耕作管理されているとの報告を受けてございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

なお、菖56番につきましては、農地中間管理事業に伴う埼玉県農林公社への貸付けとなりますので、説明は省略いたします。

以上で追記案件の報告を終わります。

それでは、質問をお受けをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がありますので、ないようでございますので、打ち切ります。

直ちに採決に入ります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものとして、原案に賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 全員をもって、原案のとおり可決決定いたします。

◎議案第57号

○会長（岩崎長一君） 続きまして、議案第57号 久喜市農用地利用配分計画の原案についてを上程します。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○係長（大内康範君） それでは、議案書の16ページ御覧いただければと思います。先ほど諮った案件でございまして、菖の4番でございます。設定を受ける農地は、菖蒲町小林地内の田1筆、866平米でございます。借手の法人につきましては、現在水稻及び野菜を合計8,622アール耕作しており、全て良好に耕作管理されております。設定する権利は、賃貸借権の設定でございまして、水稻作付10年間を予定しているものでございます。賃借料につきましては、反当、玄米60キロ相当額となっております。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ただいま事務局から説明がありました。

それでは、質問をお受けいたします。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） なしの声がありますので、打ち切ります。

それでは、菖4番の採決に入ります。

原案に対し、異議なしの意見をつけることに賛成の農業委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

○会長（岩崎長一君） 菖4番については、全員をもって原案に対し異議なしの意見をつけることに決定いたします。

◎久喜市都市計画審議会委員の推薦について

◎久喜市農業振興協議会委員の推薦について

○会長（岩崎長一君） 続きまして、決定第9号 久喜市都市計画審議会委員の推薦について及び決定第10号 久喜市農業振興協議会委員の推薦についてを一括して議題といたします。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

○副主幹係長（大内康範君） それでは、議案書の17ページ及び18ページを御覧いただければと思います。

先ほど会長のほうから説明もございましたとおり、決定第9号 久喜市都市計画審議会委員及び決定第10号 久喜市農業振興協議会委員の推薦についてでございます。

まず初めに、決定9号の久喜市都市計画審議会委員の推薦についてをご説明させていただきます。本日お配りさせていただいた資料で、久喜市都市計画審議会委員の推薦についてと書かれたものを御覧いただければと思います。こちらの久喜市都市計画審議会につきましては、そちらの資料の2枚目、一番上にあります第1条に記載されておりますが、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づきまして設置される審議会でございます。当該審議会の所掌事務につきましては、そちらの次の第2条がございますとおり、都市計画法第77条の2第1項及び第2項に規定する事項となっております、具体的には都市計画法によりその権限に属せられた事項の調査、審議や市長の諮問に応じまして、都市計画に関する事項を調査、審議することとなっております。所管課は都市計画課でございます、現在は令和2年8月24日ということですので、来月までの任期で渡辺委員さんをお願いをしているところでございます。その任期満了後の令和2年、今度8月の25日からの2年間の任期ということで新たに1名委員の皆様の中から決めていただきたいということでございます。なお、審議会の開催予定についてですが、例年年間2回から3回の開催を予定しているということでございます。

ちなみに、この都市計画審議会委員の選出につきましては、今まで諮ったように例えば地区の持ち回りとか、そういったもので決めてはございませんが、今後2年間の任期の間の主な議題を担当課の都市計画課に確認したところ、内容としましては栗橋地区の、今進んでおります企業局による整備計画というのですか、それが主な議題になるということでしたので、できれば栗橋地区の委員さんの中から1名を選出していただくのがいいのかなと思います。

続きまして、今度決定の第10号のほうです。久喜市農業振興協議会委員の選任についてでございます。こちらの所管課は農業振興課となっております。こちら、本日お配りさせていただきました久喜市農業振興協議会委員の推薦についてと書かれたものを御覧いただければと思います。内容といたしましては、資料の2枚目、こちらも添付させていただいております久喜市農業振興協議会条例というものに基づきまして、農業振興地域の整備に関する事項などを、農業の振興に関する事項等を審議していただくものでございます。こちらは、任期が令和2年の10月7日から2年ということになっておりまして、大体年2回ぐらい会議が予定されているということでございます。

こちらにつきましては、4名の方の選出をしてくださいと所管課の農業振興課から受けておりまして、現在は各地区、久喜、菖蒲、栗橋、鷺宮と。各地区から1名の方ということで計4名を選出していただいております。現在の委員さんにつきましては、久喜地区が本日お休みなのですが、川鍋委員さん、菖蒲地区が塚越委員さん、栗橋地区が横田委員さん、鷺宮地区が蔵口委員さんとなっております。こちらの委員さん、今読み上げさせていただきました4名様につきましては、昨年度のこの委員が改選後に選んでいただいた委員さんということで、ちょうど選任してから約1年ぐらしかたっていないという状況でございますのと、あと昨年選ばれてから現在まで農業振興協議会が一度も開かれていないということをお聞きしておりますので、もしよろしければこのまま今読み上げた4名の方に継続していただければと思います。もし誰か代わりに出すということであれば、地区で申出いただいても全然構わないの

ですけれども。ちなみに久喜地区につきましては、本日川鍋委員さんがお休みということで、先に事前に確認はしているのですが、仮に農振協の委員さんを継続していただくとなった場合も、特に問題ないということで回答いただいていますので、それを踏まえて決めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

- 会長（岩崎長一君） ありがとうございます。人事に関することですのでスムーズに行きたいと思いますが、まず、では、都計審のほうの1名につきましては、事務局より説明もございましたが、今回栗橋の高柳地区の審議が中心になる見込みということもございますので、その辺で人選よろしく願いしたいのですけれども。

栗橋のほうよろしいですか。

- 16番（鈴木好雄君） 私が引き受けます。

- 会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

- 16番（鈴木好雄君） よろしく願いいたします。

- 会長（岩崎長一君） 久喜市都市計画審議会委員の推薦について、栗橋のほうで鈴木委員のほうでお願いをしたいと思います。

それでは、続いて、農業振興協議会委員、それほど年間回数はないようでございますが、それぞれ4地区とも留任の線で説明がございましたけれども、よろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 会長（岩崎長一君） はい。それでは、久喜市都市計画審議会委員には鈴木委員、それから久喜市農業振興協議会委員につきましては久喜地区、川鍋委員、菖蒲地区、塚越委員、栗橋地区、横田委員、鷲宮地区、蔵口委員を選任することに同意いただける方、挙手願います。

〔賛成者挙手（全員）〕

- 会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

それでは、久喜市都市計画審議会委員については、鈴木委員。久喜市農業振興協議会委員については、川鍋委員、塚越委員、横田委員、蔵口委員を選任することを決定をいたします。今後とも各委員さん、よろしく願いをいたします。

◎報告事項

- 会長（岩崎長一君） それでは、日程の第8、報告に入ります。

事務局に説明を求めます。

大内係長。

- 係長（大内康範君） それでは、まず初めに、議案書の20ページ御覧いただければと思います。農地法第4条の届出でございます。今月は4件の農地法第4条の届出を受理しておりまして、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の22ページから26ページでございます。農地法第5条の届出でございます。今月は13件の農地法第5条の届出を受理しておりまして、いずれも市街化区域内の届出となっております。

続きまして、議案書の28ページから31ページでございます。農地法第3条の3の規定による届出でございます。今月は7件の届出を受理しておりまして、いずれも相続を原因とする届出となっております。

最後でございます。議案書の33ページでございます。時効取得を原因とする所有権移転の通知についてでございます。こちらは、時効取得によります所有権移転登記に関する通知が法務局から1件届けられたものでございます。

説明は以上でございます。

○会長（岩崎長一君） ありがとうございます。

ただいま報告の説明がございました。報告の全体を通じまして、質問がございましたらお受けをいたします。
よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） ないようでございますので、打ち切ります。

◎協議事項

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の9、協議事項に入ります。

今回は、あらかじめ協議事項ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様から、これに関して何かございましたらお受けをいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○会長（岩崎長一君） 打ち切ります。

◎農政問題に対する質疑・応答

○会長（岩崎長一君） それでは、日程の第10、農政問題に入ります。

あらかじめ農政問題ということで予定をしていた事項はございませんが、農業委員及び推進委員の皆様から、これに関して何かございましたらお受けをいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎閉会の宣告 午後 3時30分

○会長（岩崎長一君） 以上をもちまして本日は閉会といたします。

本会議を証するためここに署名する。

令和2年7月27日

久喜市農業委員会会長 岩 崎 長 一

署 名 委 員 早 野 公 夫

署 名 委 員 長 谷 川 勲